**平成２１年（フ）第３９５号**
神奈川県相模原市磯部1333番地１　ハイムリベルテ103、商業登記簿上の本店所在地神奈川県相模原市相南４丁目19番５号
破産者　有限会社平野設備
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２０年（フ）第７６９号**
岐阜県羽島市竹鼻町錦町80番地
破産者　篠田　　勝
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２０年（フ）第７７０号**
岐阜県羽島市竹鼻町錦町80番地
破産者　篠田　和子
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第４３２号**
静岡県浜松市中区和合町1251番地の３
破産者　株式会社ＨＫ
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成１９年（フ）第３６９号**
三重県津市一身田中野408番地１　マンションメルヘン110号、前住所三重県津市垂水2955番地11
破産者　辻本　昭司
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２０年（フ）第３６９号**
三重県亀山市野村３丁目５番８号
破産者　小林　　恒
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１３９号**
三重県三重郡菰野町大字永井9099番地の57
破産者　有限会社東洋ゴルフボール
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１４０号**
三重県三重郡菰野町大字永井3099番地98
破産者　笠田　寛嗣
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２０年（フ）第３８９号**
広島県福山市南蔵王町２丁目15番３号
破産者　有限会社アクセスオートサービス
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２０年（フ）第１３号**
相続開始時の住所山口県岩国市錦町広瀬6752番地１
破産者　亡山根春男相続財産
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

## 破産終結

**平成１６年（フ）第１３５０号**
熊本市島崎１丁目11番58号
破産者　田代　文夫
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
熊本地方裁判所民事第１部

## 破産手続終結

**平成２０年（フ）第６０３号**
熊本市戸島６丁目14番100号
破産者　株式会社協和設備
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第３号**
埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―402号
破産者　後藤　邦男
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第９８号**
北海道苫小牧市花園町４丁目12番12―202号
破産者　岡　　雅人
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２０年（フ）第１８５号**
秋田県大館市長坂字上大谷地23番地１
破産者　小笠原　聡
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第４５号**
山形県寒河江市緑町78番地　グリーンハイツ103
破産者　今野　明美
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４６号**
山形県上山市美咲町２丁目５番21号
破産者　結城　　功
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第３５７８号**
名古屋市名東区香流２丁目808番地
破産者　林　　幸保
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第３５７９号**
名古屋市名東区香流２丁目808番地
破産者　林　真二郎
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部